

世界文化遺産の登録までの手続き等

1

「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会へ提出

- ・「顕著な普遍的価値」を証明できる可能性がある資産

2

推薦書準備作業

「顕著な普遍的価値」の証明

- ・「世界遺産条約履行のための作業指針」に示す評価基準への適合
- ・真実性（オリジナルの状態を維持していること）
- ・完全性（価値を表すものの全体が残っていること）

万全の保護措置

- ・構成資産の法的保護
- ・緩衝地帯の設定
- ・(包括的)保存管理計画の策定 等

3

推薦候補についての審議

- ・文化審議会世界文化遺産部会が諮問を受けて、当該年度の推薦候補について答申

4

世界遺産委員会へ推薦書暫定版を提出〔9月30日期限〕

- ・世界遺産センターによる様式の確認
- ※提出は任意

5

推薦の決定〔文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで〕

- ・文化審議会世界文化遺産部会、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省）、閣議了解を経て、政府として推薦決定

6

世界遺産委員会へ推薦書正式版を提出〔2月1日期限〕

7

国際記念物遺跡会議(ICOMOS)による審査

- ・現地審査、イコモスパネル(11月末～12月初)を含む約1年半の審査
- ※国際記念物遺跡会議(ICOMOS)：専門家で構成される国際非政府機関

8

イコモスによる評価結果の勧告〔世界遺産委員会の6週間前まで〕

9

ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定〔推薦翌年の6～7月頃〕

- ※世界遺産委員会：21か国から成る政府間委員会

※イコモスの勧告と世界遺産委員会決議

- 文化遺産に係る登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告を行い、それを踏まえて最終的には世界遺産委員会において決定。
 - ①記載：世界遺産一覧表に記載。
 - ②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年以内に追加情報を提出した後に現地調査を除くイコモスの審査を再度受ける。
 - ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後に、現地調査を含む新規案件と同様の手続を受ける。
 - ④不記載：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦不可。